

児童自立支援施設入所児童の社会文化的な変遷と支援 の効果に関する実証的研究

研究代表者

会津大学短期大学部 社会福祉学科

大原 天青

0. 抄録

本研究では、児童自立支援施設に入所する子どもが戦後どのような変遷をたどってきたのかを①文献研究、②児童記録による量的調査、③事例調査の3つの研究により明らかにした。

研究1の文献研究の結果、入所する子どものニーズを実証的に捉える試みが少ないことが明らかになった。研究2の児童記録の分析では、近年の特徴として、虐待や発達障がいなどによって自己コントロールが不十分・未発達な「情緒行動型非行」の子どもが多く入所していることが示された。研究3では、1事例を基に入所前の状態から入所後、および退所時の変化について事例検討を行った。以上の結果から児童自立支援施設入所児童の社会文化的な変遷と支援の効果について検討した。

1. はじめに

児童福祉法によると、児童自立支援施設は「不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導などを要する児童を入所させ、又は保護者の下から通わせて、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする

施設」と定義されている。都道府県には児童福祉法36条によって設置義務がある。

児童自立支援施設の歴史は、感化院（1900年～1993）にはじまり、少年教護院（1933～1947）、教護院（1947～1997）と名称を変え現在に至っており、100年以上ある。こうした法律上の変化、特に1997年の児童福祉法の改正により、入所の対象となる児童が「非行少年」に加えて、「家庭環境その他の環境上の理由により生活指導などを要する児童」に拡大されていった。

非行少年は時代を映し出す鏡だと言われるように日本社会の変化に伴って、児童自立支援施設に入所する子どもの特徴も変化し、施設の法律上の位置づけや機能も変化してきた。ところが、100年以上の歴史ある児童自立支援施設に入所する子どもの特徴に関する実証的なデータは十分蓄積されてきたとは言えない。本研究では、次の3つの研究によって、児童自立支援施設入所児童の社会文化的な変遷と支援の効果について明らかにする。

2. 目的

本研究では、児童自立支援施設に入所する子どもが戦後どのような変遷をたどってきたのかを明らかにして、今後の児童自立支援施設の支援や機能を明らかにすることが目的である。研究の全体

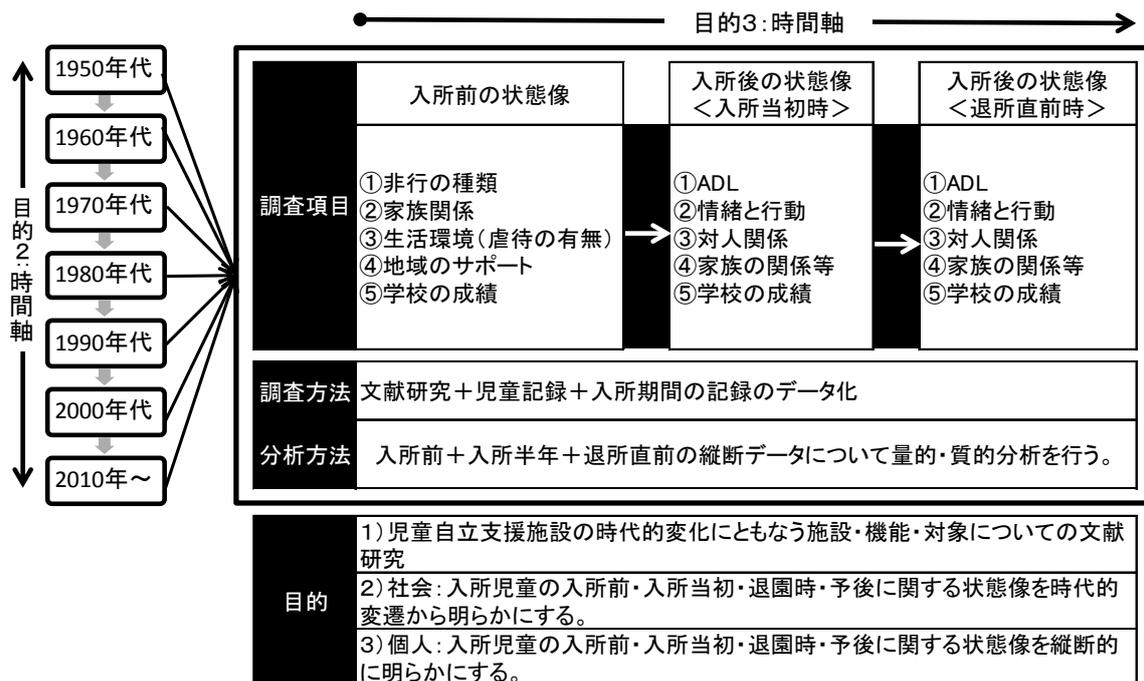


図1. 研究の全体概念図

像を示したものを図1に示す。具体的には、目的に対応して、次の3つの研究を行う。

【研究1：文献研究】児童自立支援施設に入所する子どもの時代的変化を明らかにするためには、施設の機能や支援の内容および入所の対象がどのように捉えられてきたのかを明らかにする必要がある。そこで研究1では、文献研究によってこの点を明らかにする。

【研究2：量的調査】児童自立支援施設は、時代とともに変化を遂げてきている。同時に入所する子どもの特徴も変化していることが推測される。ここでは、1980年代から2010年の30年間に児童自立支援施設に入所した子どもの状態像を児童記録の分析から実証的に明らかにする。

【研究3：事例調査】児童自立支援施設に入所する子どもの時代的変化のみではなく、一人の子どもが入所前・入所当初・退所時・予後といった時間的経過でどのように変化していくのかという点を明らかにすることを目的としている。

3. 方法・結果・考察

【研究1：文献研究】

1. 目的

児童自立支援施設の機能や支援の内容および入所の対象がどのように捉えられてきたのかを先行文献を基に明らかにする。

2. 方法

児童自立支援施設における実践をまとめた以下の資料を参照する。「教護院運営要領－基本編－」（厚生省児童局，1959）、「教護院運営要領－技術編－」（厚生省児童局監修，1956）、「教護院運営ハンドブック」（全国教護院協議会，1985）、「児童自立支援施設運営ハンドブック」（全国児童自立支援施設協議会，1999）、「児童自立支援施設運営ハンドブック（厚生労働省雇用均等・児童家庭局・家庭福祉課，2014）」

3. 結果と考察

（1）児童自立支援施設の歴史的变化

歴史的な流れについて鈴木（2014）を引用して図2を示す。

非行少年の処遇の歴史的变化をたどると、1900

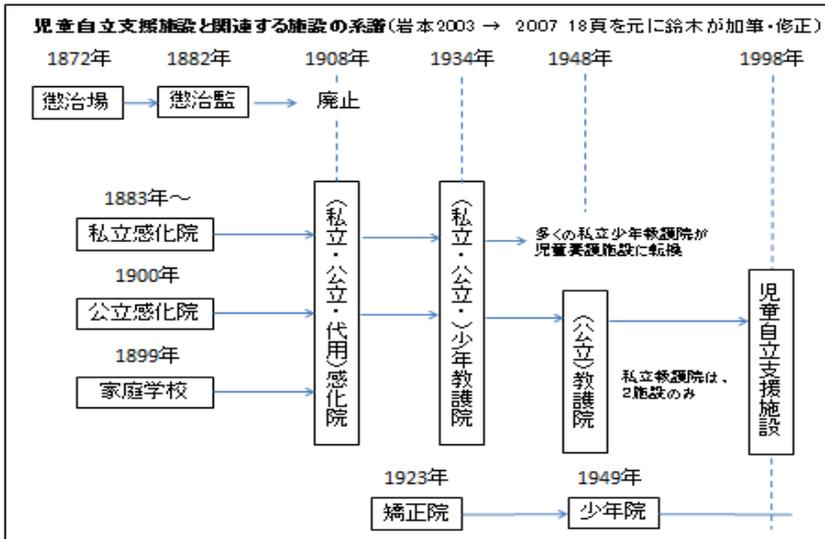


図2. 児童自立支援施設と関連する施設の系譜
 (鈴木崇之(2014)「第1章 児童自立支援施設の制度と歴史の変遷」, 厚生労働省雇用均等・児童家庭局・家庭福祉課, 児童自立支援施設運営ハンドブック)

年に成立した感化法にまでさかのぼる。それ以前は、監獄則の下で非行少年の処遇が行われていたため、教育的なものとは程遠く、刑事政策上の対象として位置づけられていた(全国児童自立支援施設協議会, 1999)。感化法の成立により、満8歳以上16歳未満で養育者を失い非行行為や不良交友を行う少年を感化する、すなわち施設に入所させることでよい影響を与え、情緒や行動の問題を変化させるという目的で位置づけられた。この法律によって、全国に感化院が設置され、1919年には国立感化院が設置された。

1933年には少年教護法が成立している。14歳に満たない不良行為があるものやそのおそれのある者を入院させるものであった。さらに、少年教護法では、①少年教護委員を選任して、不良化防止と早期発見、保護観察に当たらししたこと、②少年を保護処分にする前に、必要に応じて一時保護の方法を講じるようにしたこと、③少年の科学的審査のため、少年鑑別機関を設けることができるようにしたこと、④退院者に対して尋常小学校の強化終了の学力認定をすることができる途を開いたこと、⑤少年の保護処分に付せられたことを新聞に登載することを禁じたこと、⑥少年教護院に対

し国庫補助金の途を開いたこと、⑦全国に少年教護委員を任命したことなど特徴として挙げられる(全国児童自立支援施設協議会, 1999)。それによって、感化院は少年教護院と名称を変えた。

その後、第二次世界大戦の敗戦により、日本中に浮浪児や遺児が生まれ、その対策が必要になった。1947年児童福祉法が成立し少年教護院は教護院と名称を変え、「不良行為

をなし、又はなす虞のある児童を入所させて、これを教護することを目的とする施設」となった。具体的には、児童の福祉を保障するという児童福祉法の根本精神に則り、教護という特殊な監護を親に代わって行うところであり、そのために、これらの児童に先ず適切な環境を与え、教護職員が児童と日常の生活を共にし、これを通じて彼らの性行を指導改善し、以てこれらの児童が将来社会の健全な一員となり得るようにつとめる児童福祉施設である(厚生省児童局, 1959)。入所の年齢は、18未満とされた。

1997年の児童福祉法の改正に伴い、教護院は児童自立支援施設名称が変わった。それによって、①社会的に否定的評価(スティグマ性)のある名称が変更され、②家庭養育能力の低下等による新たなニーズに対応するため、対象児童を「不良行為をなし、またはなすおそれのある児童」のほかに、「家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童」にも拡大し、単に保護するだけではなく、退所後の支援なども行い、児童の自立を支援する、③従来の入所形態のほか、通所形態を取り入れ、一般社会から隔絶された閉鎖的施設を改める、④施設内において学校教育に「準ず

る教育」を実施してきたが、入所児について通常の学校教育（公教育）を実施する、という4点が改正された（小林，2004）。

このように現在の児童自立支援施設は児童福祉施設の中でも最も歴史が長く、伝統ある施設である。

（2）支援の変遷

支援の方法が体系的にまとめられたのは、厚生省児童局（1959）によって執筆された「教護院運営要領－基本編－」と厚生省児童局監修の「教護院運営要領－技術編－」（1956）であった。その後、1985年に全国教護院協議会によってまとめられた「教護院運営ハンドブック」、児童自立支援施設に移行後出版された「児童自立支援施設運営ハンドブック」（全国児童自立支援施設協議会，1999）がある。またもっとも最新のものは、2014年に厚生労働省雇用均等・児童家庭局・家庭福祉課によって編集された「児童自立支援施設運営ハンドブック（2014）」が存在する。ここでは、児童自立支援施設の公式バイブルとでもいうべき5冊の書籍から、その支援の変遷を概観してみたい。

1）教護院運営要領－基本編－技術編－（1959）

基本編では、職員や設備、運営形態、院内教護、強制措置、退院の基準などが指摘されている。まず、支援の体制としては、教護という意味において人物の資質についても詳しく述べられている。たとえば、①人に頼られ、人を惹きつけるような人柄であること。②他人に対して影響力のある教育的な人物であること、③偏り易い性格でなく、常識的、普遍的な人物であること、など教護を行うにあたって技術論だけではなく、職員が醸し出す雰囲気までもが重要であると指摘されている。そのうえで、児童の不良傾向改善の技術、学習指導法、生活指導法、職業指導法、リクリエーション指導法、治療教育の実際等の技術を駆使する（厚生省児童局，1959）。また、この当時の教護は多く

は、1組の夫婦が子どもと共に生活する家庭寮式を取っており、10名程度の子どものを担当することが望ましいとされている。

実際の教護活動は、生活指導、学科指導及び職業指導によって、不良行為を除くことを目的として行われる。しかし、重要な点はこれら3つの取り組みが単体で提供されるわけではなく、1つの教護の活動を3つの窓からのぞいた姿態である（厚生省児童局，1959）という点である。つまり、勉強を教えていても生活指導の要素や職業指導の要素も併せ持っており、それは生活そのものが常に不良性の除去につながっているということである。

厚生省児童局監修技術編では、安定法と修正法治療教育が具体的に位置づけられている。安定法とは、今日の用語でいえば保護要因の強化やストレス視点と言い換えられる。具体的に安定法には、①成育要件の調整、②律動法、③栄養法、④自信法、⑤興味法などが位置づけられた。一方、修正法は基本的に医療モデルに基づいたリスク要因に焦点を当てた治療技法であるが、やや治療技法といえないものも位置づけられている。具体的には①待機（機）法、②単純原因の除去、③自覚法、④昇華法、⑤文化法、⑥自然法、⑦集団法、⑧独自法、⑨経済法、⑩形態法、⑪対病法、⑫職業法、⑬自信喪失法、⑭逆手法などが位置づけられていた。

2）教護院運営ハンドブック（1985）

1985年に全国教護院協議会によって「教護院運営ハンドブック」が刊行された。ここでは、資料編も含め400ページにおよぶ具体的な事項がまとめられた。その支援に関する概要をまとめると以下ようになる。

教護の内容としては、生活日課、生活指導、学習指導、作業指導が位置づけられている。生活日課の目的には、「一定の役割を決められた個人ある

いはグループが、集団生活を維持し発展させていくために、責任ある行動をとり、社会生活を営んでいくうえで必要な行動を学習する」とされた。生活指導は、広義に「生活目標を達成するため」という視点と「児童の生活全般にわたる指導」という2点が指摘されている。具体的に情操の育成、余暇指導、保健衛生指導、日記指導などが位置づけられている。学習指導では、教科教育だけではなく「児童が将来、社会生活を営むのに必要な学力や想像力を身につけたり、好ましい人間関係を保っていくために必要な情緒の安定や自我の強化を図ることを目的として」行われていた。

教護の技術としては、社会的治療教育、社会的治療教育の治療教育的過程、個別的指導法と集団的指導法、家族調整とその方法、応用可能なその他の療法、問題行動や状態についての対応が位置づけられている。社会的治療教育には、ケースワーク、グループワーク、レクリエーション療法、環境療法、自我の強さなどが示された。社会的治療教育の治療教育的過程には、抵抗と転移、情動開発・洞察、同一視、昇華、役割学習、賞罰としつけについてまとめられている。

個別的指導法には、レドルの生活場面面接やカウンセリングについて記載されている。集団指導法にはグループダイナミクス、家族調整とその方法にはファミリーケースワークなどが位置づけられた。

またその他に、評価、進路指導、家族の協力指導、関係機関との連携、地域とのかかわり、事後指導等についても詳しくまとめられた。職員の専門性については、「人間愛に根差した関わり方」「共感的理解」「withの精神」「信頼関係の設定」「自己開示」が示されている。

3) 児童自立支援施設ハンドブック (1999)

児童福祉法の改正に伴い名称や対象を拡大させ、最終的な目的に「自立」が位置づけられた。また

支援の内容にも「教育」が重視されるようになっていく。生活指導は「暮らしの教育」とも位置づけられ、職員の役割や生活のリズム、しつけ、食事、健康・衛生、余暇活動などについて具体的にまとめられている。学習指導は、「学ぶ教育」とも呼ばれ、準ずる教育における取組の振り返りが行われ、公教育の導入に伴う課題を整理している。

作業指導については、「働く教育」とされ、年々比重が減少傾向にあることが指摘されている。目的は、①気分を明るくし、自然を愛する心を培い、情緒の安定をはかる、②働くことに興味をもち、それを持続することによって達成感、収穫の喜びなどを知る、③得手とするものを発見し自信をつける、④心身を鍛錬し、体力や意志力・持続力・忍耐力を等身につける、⑤責任を持って役割を遂行する、お互いに力を合わせて働くなどの共同の精神を培う、⑥持続する力をつける、などが位置づけられた。

それ以外には、年長児指導と社会的自立、家族調整とその方法、進路指導、アフターケアなどが示された。自立支援の技術には防衛機制に関する記述が少なくなり、感情転移と同一視のみになっている。また職員の専門的方法・技術では、生活教育や治療教育、自己受容、自己変革、子どもに対する意欲と関心、コンディションを整える姿勢、子どもに対する許容、子どもに対する受容、信頼をかちとる姿勢、ゆとりある姿勢、子どもに対する畏敬と感謝、「共生共育」の姿勢、職員の連携など、非常に具体的な説明がなされている。

4) 児童自立支援施設運営ハンドブック (2014)

厚生労働省雇用均等・児童家庭局・家庭福祉課によって最近発表された「児童自立支援施設運営ハンドブック」(2014)では、前号が発表されてからの15年間の蓄積がまとめられ、支援の内容もブラッシュアップしている。

まず子どもの自立について、健全育成という点

から6点が指摘された。①健康な心身を育むこと（健康な心身の育成）、②他者を尊重し、共に生きること自然、社会、人間などを尊重し、動的な調和（変化している状況に応じた調和）のとれた共生ができる人間性の育成、③自分を大切にすること（自己を肯定する人間性の育成）、④考えて対処すること（創造的な問題解決力の育成）、⑤基本的な生活を営むこと（基本的な生活力・生活態度の育成）、⑥自分らしく生きること（自己実現のために自己変革していく人間性の育成）、⑦行動上の問題などの問題性を改善すること（自身の問題性を改善していく人間性の育成）が挙げられている。そのうえで具体的な支援の過程や技法についても述べられている。

具体的には、ケアマネジメント（アセスメント・自立支援計画）、生活の中の保護・生活環境づくり、生活の中の養育・教育、生活の中の治療（治療的養育）など、最新の用語によって自立支援の方法をまとめている。

ケアマネジメントでは、アセスメントから自立支援計画の策定や評価、記録といったソーシャルワークの標準的なプロセスを基に児童自立支援施設の働きかけについて説明している。生活の中の保護・生活環境づくりでは、枠組みのある生活や基本的欲求の充足（衣食住の保障など）、施設全体の雰囲気について指摘がある。生活の中の治療（治療的養育）では、これまで3つの柱であった生活支援、作業支援、学科指導から公教育の導入により学科指導が別枠で設けられ、行動上の対応が加わっている。生活の中の治療（治療的養育）では、適切な社会力を育てる、暴力への対応、家族を巻き込む、連携の強化、性加害・被害に関する矯正プラン、生活の中の治療、という項目が設けられている。

（3）子どもの変遷

施設の名称や役割が変化し、支援の内容も変化

してきてきた。それは、時代の変化とともに子どもにも変化が生じてきたためであろう。そこで、子どもの変化についても概観してみたい。

1）教護院運営要領—基本編—技術編—（1959）

戦後、少年教護院から教護院へ施設機能が変化した当時、「教護院運営要領—基本編—」では、対象となる児童について、列挙することは困難としながらも、喫煙、飲酒、怠惰、悪癖、浮浪、金品の無断持ち出し、窃盗、空き巣、掏摸、横領、詐欺、忍び込み、恐喝、強盗、放火、障がい、殺人、性的非行等を挙げている。これらを次の5類型にわけて示している（厚生省児童局、1959）。

- ①第一型：不良行為をなす虞れのある心身の状態
又はそのような環境条件にある者
- ②第二型：不良行為をはじめて行った者
- ③第三類型：繰り返し不良行為をなしたが、未だそれが習癖となっていない者
- ④第四類型：不良行為がすでに習癖となっている者
- ⑤不良行為が病的性格に起因している者（例えば性的異常児、残忍性行為常習児、ただしこの傾向が特に強く地方の教護院で教護することが困難な者については国立教護院に収容する）

2）教護院運営ハンドブック（1985）

教護院運営ハンドブックでは、法律上の定義が述べられ非行の原因、非行の分類、メカニズムがまとめられている。原因としては、生物学的側面、社会文化的側面、心理学的側面について述べられている。非行の分類は運営要領の基準を引き継いでいた。メカニズムについては、心理的要因としての欲求不満や葛藤とそれに耐える力とのバランスの不均衡を説明していた。

しかし、上述の記述は基本的に水島（1972）の「非行臨床心理学」を下敷きに解説されており、教護院に入所する子どもの特徴そのものではなかった。

3) 児童自立支援施設ハンドブック (1999)

ここでは、教護院運営ハンドブック (1985) に記載された内容が引き継がれる形であり、十分な記述が見られなかった。

4) 児童自立支援施設運営ハンドブック (2014)

ここでは、これまでの対象に関する記述が一新し、法律に基づく対象について論じられている。つまり、児童福祉法第 44 条の定義やその意味する「不良行為」の解釈などについて述べられており、具体的なニーズについては論じられていなかった。

(4) まとめと課題

本論では、児童自立支援施設の歴史的変化を①施設や制度の変化、②支援内容の変化、③入所する子どもの変化の3点から明らかにした。その結果、次のような課題が明らかになった。特に支援の内容については、戦後の教護院時代から多くの蓄積があり、その変遷が具体的に記録されていた。一方で時代によって子どもの特徴が異なっているはずであるものの、実際の子どもに関するデータや資料がほとんど蓄積されていないことが明らかになった。このため、次のような課題がある。

- 1) 入所している子どもの状態像について実証的なデータが蓄積されていない。
- 2) 入所した子どもの状態像について、入所から退所およびその予後の変化に関する実証的なデータが蓄積されていない。
- 3) 上記に関連して、非行化した少年の状態像及び支援効果について、法律および社会・文化的な変遷から明らかにされてこなかった。

【研究2：量的調査】

1. 目的

入所児童の入所前・入所当初・退所時・予後に
関する状態像を時代的変遷から明らかにすること

が目的である。

そこで、本研究ではある児童自立支援施設1か所に入所した子どもを対象に、過去の児童記録から必要事項を抽出し、子どもの属性の変化や非行、家族関係の変化などを客観的に測定することを試みた。

2. 方法

(1) 対象および期間

本研究の対象は児童自立支援施設1か所(男子のみ)に入所する子どもの児童記録と生活記録である。対象とした期間は、1980年～2010年までの30年間の記録である。児童記録とは、入所する子どもの成育歴や家族関係などについてまとめられたものであり、児童相談所の児童福祉司によって作成され、必ず一人につき1部作成される。つまり、この記録を分析対象とすることによって入所前の子どもの状態像を把握することが可能になる。生活記録については、入所後の子どもの状態像について職員が記録したものである。これによって、入所後から退所時及びその予後に関する情報を得ることができる。

(2) 抽出項目

基本属性：①入所時の年齢、②入所理由、④入所理由となる非行の種類、⑤措置変更回数、⑤両親の年齢、⑥家族関係(兄弟数)、⑦虐待有無および種類、⑧初発非行の年齢

入所後：①入所時の年齢、②知能指数、③入所期間中の成績(国語・社会・算数・理科・音楽・美術・体育・技術/家庭・外国語;それぞれ入所時—退所時)、④ADLおよび情緒・行動・対人関係(基本的生活習慣・自主性・責任感・根気強さ・創意工夫・情緒の安定・寛容/協力性・公正さ・公共心;入所時—退所時)、⑤社会資源の状況(家族の接触回数等)、⑥入所中の非行の種類、⑦退所後の進路等。

(3) 入力の方法および分析方法と視点

入力に当たって各項目の抽出基準を統一したマニュアルを作成し、複数体制で行った。選択基準については、実施者の一致率が100%になるまで基準を精査した。

分析は、時代区分を10年ごとに区切り、1980年代、1990年代、2000年代の3つとして、SPSSを用いて単純集計を行った。

(4) 倫理的配慮

本研究の対象は、過去の児童記録である。そのため、直接、児童や保護者に同意を得ることは困難である。そこで、現施設長に本調査の目的・意義・調査方法・倫理的配慮について説明を行い、同意を得た。対象となる施設・入所児童名は、すべて匿名として暗号化データ処理を行った。

なお、本研究を実施するにあたって、上智大学「人を対象とする研究」に関する倫理委員会の承認を得た。また本研究は施設としてのプロジェクトとしても位置付けられた。

3. 結果

分析の対象となったのは、1980年～2010年までの児童自立支援施設に入所した児童483名（1980年代252ケース、1990年代147名、2000年代84名）である。抽出する項目によって欠損値も多くなっているが、貴重なデータであるため有効に活用することにした。

(1) 基本属性

入所時の年齢は、1980年代13.4歳(SD=1.6)、1990年13.9歳(SD=1.6)、2000年代14.3歳(SD=1.6)であった。以下では年代ごとに記述する。初発年齢は9.8歳(SD=2.9)、9.9歳(SD=2.8)、9.6歳(SD=3.3)、入所期間は675日(SD=1492.1)、581日(SD=472.0)、489日(SD=391)、IQは91.9(SD=14.8)、87.4(SD=12.8)、85.9(SD=14.5)であった。入所時の年齢から初発非行年齢を引いた値は、3.7年(SD=2.6)、4.0年(SD=2.8)、4.6年(SD=3.1)であった。それぞれ図3～図6に示す。

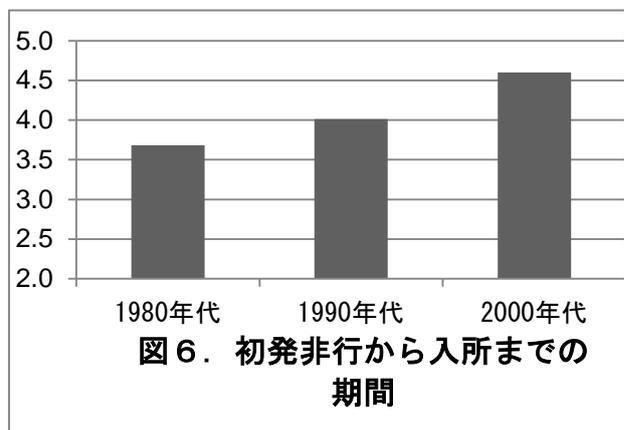
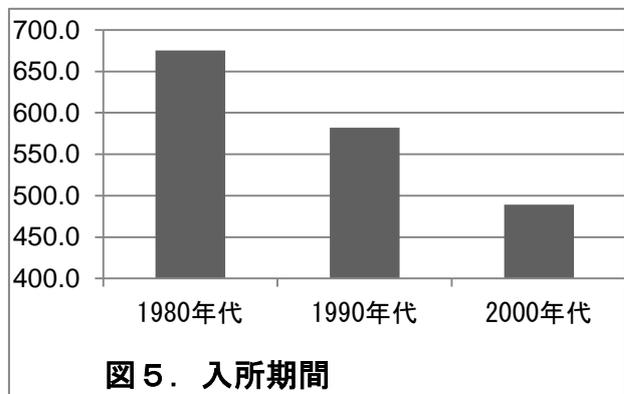
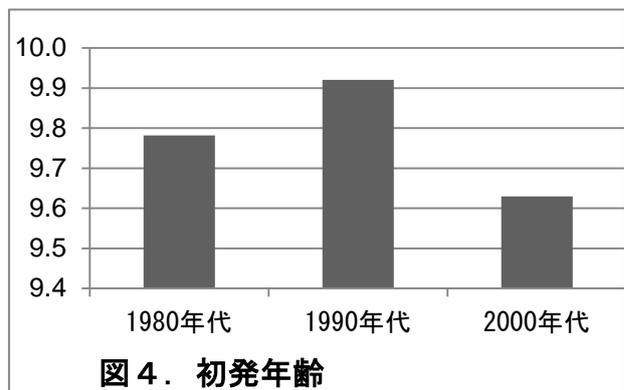
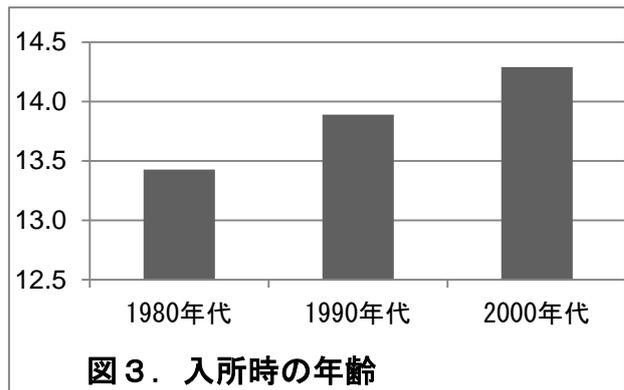


表1. 非行の種類と時代ごとの特徴

		1980年代	1990代	2000年代
万引	N	122	79	50
	%	48.8	54.1	60.2
ひったくり	N	6	7	2
	%	2.4	4.8	2.4
自転車オートバイ盗	N	134	67	34
	%	53.6	45.9	41.0
それ以外の窃盗	N	171	78	27
	%	68.4	53.4	32.5
家庭内暴行傷害	N	35	23	18
	%	14.0	15.8	21.7
学校内での暴力行為	N	36	26	24
	%	14.4	17.8	28.9
その他の暴行傷害	N	43	29	25
	%	17.2	19.9	30.1
詐欺	N	5	7	1
	%	2.1	4.8	1.2
恐喝	N	60	35	9
	%	24.0	24.1	10.8
家出外泊	N	168	90	44
	%	67.2	62.5	53.0
深夜徘徊	N	131	88	41
	%	52.8	61.1	49.4
不良交友	N	114	76	28
	%	45.6	52.1	33.7
放火	N	9	12	3
	%	3.6	8.3	3.6
火遊び	N	17	22	8
	%	6.8	15.1	9.8

		1980年代	1990代	2000年代
薬物非行	N	65	32	2
	%	26.1	21.9	2.4
喫煙	N	92	62	28
	%	36.8	42.5	33.7
飲酒	N	7	13	6
	%	2.8	8.9	7.2
幼い異性への強制わいせつ	N	7	2	5
	%	2.8	1.4	6.0
同年齢以上への強制わいせつ	N	3	4	4
	%	1.2	2.7	4.8
同性間の性的問題	N	1	5	9
	%	.4	3.4	10.8
性的問題行動	N	13	18	20
	%	5.2	12.3	24.1
家金持ち出し	N	95	54	28
	%	38.0	37.0	33.7
暴走行為	N	32	29	7
	%	12.7	19.9	8.4
器物破損	N	31	36	16
	%	12.8	24.7	19.3
いじめる	N	23	21	14
	%	9.2	14.4	16.9
いじめられる	N	30	27	13
	%	12.0	18.5	15.7
怠学	N	184	119	56
	%	73.6	81.5	68.3

(2) 非行の種類

入所理由として示された非行の種類については、各年代ごとに単純集計を行った(表1)。なお、非行の種類は単一ではなく、複数の非行を繰り返して入所してきた。

1980年代では、自転車・オートバイ盗が134名(53.6%)、それ以外の窃盗171名(68.4%)、恐喝60名(24.0%)、家出外泊168名(67.2%)、薬物非行65名(26.1%)、喫煙92名(36.8%)、家金持ち出し95名(38.0%)であった。

1990年代では、ひったくり7名(4.8%)、詐欺

7名(4.8%)、恐喝35名(24.1%)、深夜徘徊88名(61.1%)不良交友76名(52.1%)、放火(8.3%)、火遊び22名(15.1%)、飲酒13名(8.9%)、暴走行為29名(19.9%)、器物破損36名(24.7%)、いじめられる27名(18.5%)、怠学119名(81.5%)となっていた。

2000年代は、万引き50名(60.2%)、家庭内暴行傷害18名(21.7%)、学校内での暴行傷害24名(28.9%)、その他の暴行傷害25名(30.1%)、幼い異性への強制わいせつ5名(6.0%)、同年齢以上への強制わいせつ4名(4.8%)、同性間の性的

問題 9 名 (10.8%), 性的問題行動 20 名 (24.1%), いじめ 14 名 (16.9%) となっていた。

(3) 保護者の要因

児童記録に記載された保護者の状態について集計を行った。各年代で単純集計を行った。全体の結果は表 2 に示す。なお、1980 年代は他の年代と比較して一番多い要因が見られなかった。

1980 年代については、保護者の養育能力の不足 147 名 (59.5%), 子どもの養育困難 81 名 (55.1%), 夫婦間の不和 119 名 (48.0%) が 80 年代のなかでは多かった。

1990 年代は、保護者が未成年 5 名 (3.4%) 夫婦間の不和 76 名 (51.7%), 生活保護 46 名 (31.3%), 親子間の不仲 68 名 (46.3%), 親の服役 24 名 (16.3%), 子どもの養育困難 81 名 (55.1%) であった。

2000 年代は、保護者の精神疾患 13 名 (15.9%), 保護者の精神疾患の疑い 8 名 (9.8%), 保護者の情緒不安定 35 名 (42.7%), 保護者の未熟・養育能力の不足 60 名 (73.2%), 保護者の依存症 (薬物・アルコール) 24 名 (29.3%), 保護者が外国籍 6 名 (7.3%), DV 26 名 (31.7%), 経済的困窮 41 名 (50.0%), 生活保護 26 名 (31.7%) であった。

4. 考察

本研究では、1980 年代～2000 年代に児童自立支援施設に入所した子どもの児童記録から、各年代の基本属性、非行の特徴、入所の背景となる保護者の要因を明らかにした。対象は、男子 483 ケース (1980 年代 252 ケース, 1990 年代 147 名, 2000 年代 84 名) であった。まず、基本属性について考察する。

(1) 基本属性

入所時の年齢は 1980 年代の 13.4 歳～2000 年代の 14.3 歳と上昇傾向にあった。一方で、入所期間は 1980 年代 675 日, 1990 年代 581 日, 2000 年代 489 日と次第に短くなっていた。つまり、1980 年

表 2. 年代ごとの保護者の要因

		1980年代	1990代	2000年代
保護者の精神疾患	N	15	8	13
	%	6.2	5.5	15.9
保護者の精神疾患の疑い	N	12	9	8
	%	4.9	6.2	9.8
保護者の情緒不安定	N	57	50	35
	%	23.1	34.0	42.7
保護者の知的障害	N	15	9	3
	%	6.0	6.1	3.7
保護者の未熟・養育能力の不足	N	147	91	60
	%	59.5	61.9	73.2
保護者が未成年	N	4	5	2
	%	1.6	3.4	2.4
保護者が依存症(薬物・アルコール)	N	41	27	24
	%	16.5	18.4	29.3
夫婦間の不和	N	119	76	38
	%	48.0	51.7	46.3
保護者が外国籍	N	6	3	6
	%	2.4	2.0	7.3
DV	N	48	29	26
	%	19.2	19.7	31.7
経済的困窮	N	102	64	41
	%	41.1	43.5	50.0
生活保護	N	56	46	26
	%	22.7	31.3	31.7
親子関係の不仲	N	60	68	24
	%	24.3	46.3	29.3
親の服役	N	28	24	11
	%	11.4	16.3	13.4
子どもの養育困難	N	123	81	45
	%	50.2	55.1	54.2

代よりも近年になればなるほど、短期間のうちに治療教育を終えて退所していることになる。しかしそれが、治療教育の効果的適用期間ではない可能性がある。それは、児童自立支援施設では制度上、義務教育が終了する時点で退所となることが多いためである。

また入所年齢が上昇している点については、初発非行の年齢との関連から考えていく必要がある。初発年齢は各年代とも 9 歳～10 歳までの間で、2000 年代はやや低い傾向が見られた。そのため、近年に近づくほど初発非行から入所までの期間が長期化していることが示された。つまり、入所年

齢が上昇しているという結果は、初発非行が近年上昇したためではなく、むしろやや低年齢化しており、社会内での対応を行う期間が長くなっていると言える。この背景については、児童自立支援施設の要因というよりも、措置を行う児童相談所のケースワーカーの判断が関係している。虐待対応に追われる中で、非行への対応まで手が回りにくいという可能性や環境調整を丁寧に行っているが最終的に入所の判断となっているなど、多角的に検討していく必要がある。

また実際の対応に当たっては、初発非行から入所までの間(1980年3.7年～2000年代4.6年)に、早期に何らかの効果的な支援が提供される必要がある。

(2) 非行の種類と保護者の要因

山口(1999)は、1971年～1989年代の非行の特徴を「育成問題型非行」と命名した。1970年代は、凶悪・粗暴非行が見られたが1983年頃をピークに減少し、放置自転車などの乗り捨て、万引き、などの「軽微非行」「思いつきの非行」の増加を特徴としている(山口, 1999)。その背景には、その場主義のアノミー状態が指摘された。

本研究の結果、1980年代の特徴は、自転車・オートバイ盗、窃盗、薬物非行等であり、山口(1999)の指摘する「思いつきの非行」や、少年非行の第3期のピークである「遊び型非行」(村松, 2002)を特徴としている点で共通していた。

この点、保護者の要因についても、3つの年代で1980年代が他の2つの年代と比較して多い要因が見られなかったことと関係しているだろう。つまり、他の年代と比較して家庭環境等の何らかの問題が吐出しているわけではなく、時代背景としてのアノミー状態が非行行動として表出されたと考えられる。しかし、虐待などの家庭環境の要因も含めて考えることで、児童自立支援施設の特徴を浮き彫りにすることができる可能性もあり、今

後十分に検討する必要がある。

次に1990年代の特徴的な非行は、深夜徘徊、不良交遊、暴走行為などが目立っていた。山口(1999)は、1990年代の特徴を「成育問題型非行」と呼び、子育てと子育ちの基盤を大きく変質させ、バーチャルな世界にしか居場所を持たない子どもの非行を指摘した。村松(2002)は、1997年以降の非行の特徴を「現代型非行」として検討している。清水(1999)の先行研究を引用しながら、最近の非行は「ムカツク」「きれる」などの個人的感情の瞬間的・瞬間的発露に過ぎないことなどを特徴としていると指摘した。本研究の児童自立支援施設に入所する子どもは、深夜徘徊88名(61.1%)不良交友76名(52.1%)恐喝35名(24.1%)、暴走行為29名(19.9%)、器物破損36名(24.7%)などが上位を占めており、遊び型非行の延長とともに、特に集団によって刺激を求めるような傾向が強いことが特徴として挙げられるだろう。

2000年代については、万引きや家庭内暴力、性的問題行動による入所が多かった。また、保護者の要因としては、保護者の未熟・養育能力の不足60名(73.2%)、保護者の情緒不安定35名(42.7%)、保護者の依存症(薬物・アルコール)24名(29.3%)が多く示されている。虐待体験も多く、この年代は、単純な非行とは異なる、発達課題や情緒行動の抑制が効かない非行少年の入所が多い時代と考えられる。つまり、「情緒行動型非行」と言えるだろう。

(3) まとめと課題

本研究では、1980年代から2010年代の30年間の児童自立支援施設に入所した子どもの児童記録データを基に、基本属性、時代ごとの非行の特徴、保護者の要因について検討を加えた。特に近年の児童自立支援施設に入所する子どもの特徴は本研究で明らかにされた重要な点である。一方で研究目的との関連ではいくつかの課題もある。

まず、本研究で用いたデータは、児童相談所の児童記録を基にしており、記載の内容から判断できることのみが対象となっている。また、1980年～2010年の30年間であり限定的である。今後1950年代～1970年代までのデータを補完していく予定である。

次に本研究の分析手法は、単純集計を基本としているため、今後統計的な検定を加え、実証的なデータを提示していく必要がある。時代ごとの特徴に焦点を当てたため、要因間の関連について分析できていないなどの点がある。

また考察においては、①データを社会的な背景との関連、②非行の種類、家族背景、虐待などの相互の関連について考察を深める必要がある。

【研究3：事例調査】

1. 目的

過去の児童記録から、児童自立支援施設に入所する子どもの入所前・入所当初・退所時・予後といった時間的経過でどのように変化していくのかを明らかにする。

2. 方法

研究2と同様の方法である。対象となる施設・入所児童名は、すべて匿名として暗号化データ処理を行った。ここでは1990年代に入所した子どもの事例を提示するが、本質を損なわない程度に変更を行っている。なお、本研究を実施するにあたって、上智大学「人を対象とする研究」に関する倫理委員会の承諾を得た。

3. 結果

(1) 入所理由：父子関係の不調によって、夜間徘徊が繰り返される。生活環境を変え、枠づけのはっきりした指導が本児の行動の抑制をはかるためには必要と判断される。

(2) 指導の目標：幼い面を受け止めて、受け止められたことを実感していく中で心を開き成長し

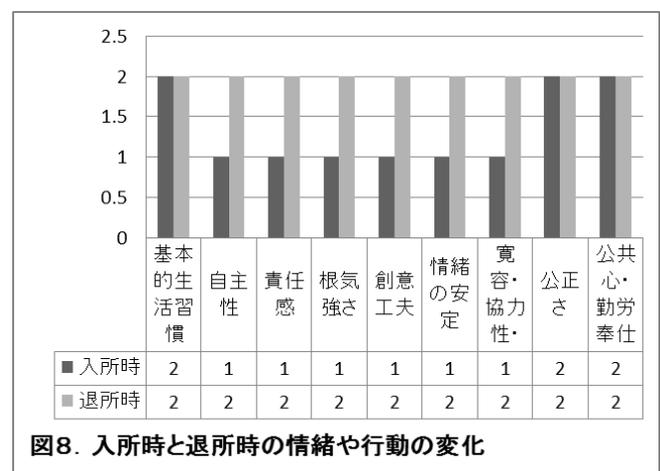
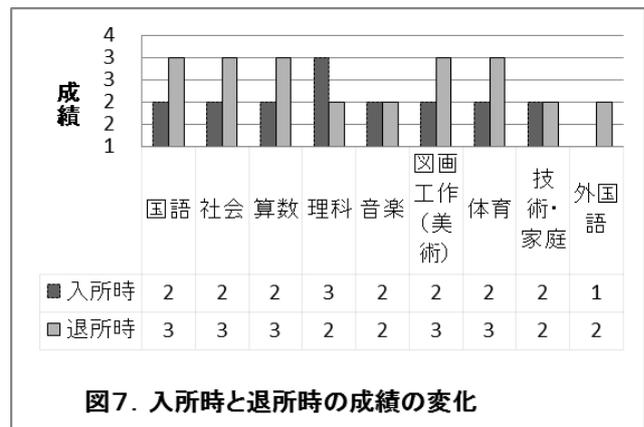
ていく、学習面には意欲あり、目標に向かって努力する楽しさを経験させたい。運動は好きなので運動を通し情緒の成長をはかりたい。高校進学への期待と目標を持っており検討したい。

(3) 養育環境等：両親の離婚により幼少期から施設に預けられた。保護者の未熟（養育能力の不足）と子どもの養育困難があった。さらに両親からの身体的虐待を受けて育ってきた。

(4) 非行の種類：初発非行は12歳、万引き、家出外泊、深夜徘徊、家金持ち出しなどが見られた。

(5) 支援の経過

入所期間は432日間であった。その間の成績の変化を図7に示す。国語、社会、数学、図画工作、体育の成績が上昇していた。一方、理科と外国語については成績が下がっていた。



情緒や行動の変化については図8に示す。自主性、責任感、根気強さ、創意工夫、情緒の安定、寛容・協力などの項目は退所時点の方が成長していた。

4. 考察

本研究では、1事例を基に入所から退所までの子どもの成績や情緒や行動の変化を概観した。指導の目標としても記載された、「学習への意欲」や「認められる体験」を積み重ねることで、自主性や責任感、根気強さなどを身につけていったと考えられた。その間に定期的な家族の面会や元籍校の教員の面会等でも支えられ、退所後は自宅から高校に進学していた。

つまり、本人の学習へのやる気を引出し、継続させるといった支援（教護）によってことで、当初の支援目標である「高校進学への期待と目標を持っている」というニーズが達成されたと言える。また、情緒面の発達については、「根気強さ」「情緒の安定」「寛容・協力性」といった評価項目で上昇が見られ、教護がある程度達成された事例だと考えられた。

4. 総合的まとめ

本研究は、児童自立支援施設の社会文化的な変遷と支援の効果に関する実証的研究として、3つの研究を行った。研究すべてを報告することはできなかったが、それぞれの研究の概要をまとめることはできた。

まず、研究1では、児童自立支援施設の歴史的な経緯と支援内容や方法および子どもの特徴について概観した。その結果、時代ごとの子どもの特徴についてはあまり論じられていなかった。本来、施設の機能や支援内容は子どものニーズに基づいて検討される必要があり、重要な課題であった。

そこで研究2では、児童記録の分析から時代ごとの子どものニーズの特徴を明らかにした。研究3では、1事例を基に子どもの入所前・入所後・退所時の状態像の経時的な変化を明らかにした。

まだまだ課題は多い。本報告は、研究全体の一部であり、今後データの精査を行いさらに詳細な分析と検討を行う予定である。

5. 文献

小林英義（2004）施設入所児の教育保障，小林英義・小木曾宏編，児童自立支援施設の可能性，ミネルヴァ書房

厚生労働省（2009）児童養護施設入所児童調査（平成21年7月）。

（<http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/jidouyougo/19/2014/10/19>）。

厚生省児童局（1959）教護院運営要領・基本編
厚生省児童局監修（1956）教護院運営要領一技術編一

水島恵一（1972）増補版非行臨床心理学，新書館

村松 励（2002）少年非行：最近の動向，臨床心理学，8（2），154 - 162.

清水賢二（1999）現代少年非行の世界，清水賢二編，少年非行の世界，有斐閣。

鈴木崇之（2014）「第1章 児童自立支援施設の制度と歴史的変遷」厚生労働省雇用均等・児童家庭局・家庭福祉課（2014）児童自立支援施設運営ハンドブック

全国教護院協議会（1985）教護院運営ハンドブック，三和書房

全国児童自立支援施設協議会（1999）児童自立支援運営ハンドブックー非行克服と児童自立の理念・実践一，三学出版